

長寿支援保険（低解約返戻金型）普通保険約款

（平成 29 年 10 月 2 日制定）

目次

第 1 章 年金の支払	
第 1 条 年金の支払	75
第 2 条 被保険者の死亡による年金の一括支払	75
第 3 条 年金の繰上支払	75
第 2 章 責任開始	
第 4 条 責任開始の時	75
第 5 条 保険証券	76
第 3 章 保険料の払込み	
第 6 条 第 1 回保険料の払込時期および猶予期間	76
第 7 条 第 2 回以降の保険料の払込時期および猶予期間	76
第 8 条 猶予期間内に保険料が払い込まれない場合の取扱い	76
第 9 条 保険料の払込方法（経路）	77
第 10 条 会社による保険料の払込方法（経路）の変更	77
第 11 条 前納払込み	77
第 12 条 未経過期間に対する保険料の払戻し	77
第 4 章 契約の解除	
第 13 条 重大事由による契約の解除	77
第 14 条 加入限度額超過による契約の解除	78
第 5 章 契約の取消しおよび無効	
第 15 条 詐欺による取消し	78
第 16 条 不法取得目的による無効	78
第 6 章 保険契約者等の代表者	
第 17 条 保険契約者等の代表者	78
第 7 章 住所等の変更	
第 18 条 住所等の変更	79
第 8 章 契約の変更	
第 19 条 保険料額の減額変更	79
第 9 章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	
第 20 条 加入年齢の計算	79
第 21 条 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	79
第 10 章 解約	
第 22 条 保険契約者による解約	80
第 11 章 返戻金の支払	
第 23 条 返戻金の支払	80
第 12 章 契約の復活	
第 24 条 契約の復活	80
第 25 条 復活の責任開始の時	81
第 26 条 復活の効果	81
第 13 章 契約者貸付	
第 27 条 契約者貸付	81
第 14 章 契約者配当	
第 28 条 契約者配当金の割当て	82
第 29 条 契約者配当金の支払	82
第 15 章 譲渡禁止	
第 30 条 譲渡禁止	82
第 16 章 年金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い	
第 31 条 年金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い	83
第 17 章 年金等の請求および支払時期等	

第 32 条 年金等の請求および支払時期等	83
第 33 条 消滅時効の援用	84
第 18 章 特則	
第 34 条 復活払込金をクレジットカード等により払い込む場合の特則	84
第 35 条 電磁的方法による保険契約の申込み等に関する特則	84
別表 必要書類	

第 1 章 年金の支払

第 1 条 (年金の支払)

この基本契約の年金の支払については、次のとおりとします。

支払事由	支払額	受取人
年金支払事由発生日 ^[1] に被保険者が生存しているとき	基本年金額 ^[4]	年金受取人 ^[5]
年金支払期間 ^[2] 内に到来する年ごとの年金支払事由発生日 ^[3] に被保険者が生存しているとき		

備考 (第 1 条)

- [1] 「年金支払事由発生日」とは、被保険者の年齢が、基本契約の締結の際に定めた年金支払開始年齢に達する日をいい、年金支払開始年齢は、第20条（加入年齢の計算）の加入年齢の計算の方法により算出します。
- [2] 「年金支払期間」とは、年金支払事由発生日からその日を含めて計算した一定の期間をいいます。
- [3] 「年ごとの年金支払事由発生日」とは、年金支払事由発生日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、年金支払事由発生日を含む月の1年ごとの応当月の末日とします。
- [4] 「基本年金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された年金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [5] 年金受取人は、被保険者とし、被保険者以外の者に変更することはできません。

第 2 条 (被保険者の死亡による年金の一括支払)

- (1) 年金支払事由発生日^[1]以後、保証期間^[2]内の最後の年ごとの年金支払事由発生日^[3]前に被保険者が死亡した場合は、保証期間^[2]満了まで被保険者が生存していたとした場合に支払うべき年金の総額のうち、未払分の現価を一括して年金受取人^[4]に支払います。
- (2) 本条 (1) により支払う金額は、会社の定める計算方法により算出します。

備考 (第 2 条)

- [1] 「年金支払事由発生日」とは、被保険者の年齢が、基本契約の締結の際に定めた年金支払開始年齢に達する日をいい、年金支払開始年齢は、第20条（加入年齢の計算）の加入年齢の計算の方法により算出します。
- [2] 「保証期間」とは、この基本契約の種類に応じて定められる保険証券に記載された一定の期間をいいます。
- [3] 「年ごとの年金支払事由発生日」とは、年金支払事由発生日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、年金支払事由発生日を含む月の1年ごとの応当月の末日とします。
- [4] 「年金受取人」は、被保険者の死亡による年金の一括支払を受けるべき保険契約者とします。

第 3 条 (年金の繰上支払)

- (1) 保証期間^[1]内に年金受取人から年金の繰上支払の請求があったときは、保証期間^[1]満了まで被保険者が生存していたとした場合に支払うべき年金の総額のうち、未払分の現価を繰り上げて支払います。年金の繰上支払を行ったときでも保証期間^[1]経過後の年金は、被保険者が生存している場合にはそのまま存続します。
- (2) 本条 (1) により支払う金額は、会社の定める計算方法により算出します。

備考 (第 3 条)

- [1] 「保証期間」とは、この基本契約の種類に応じて定められる保険証券に記載された一定の期間をいいます。

第 2 章 責任開始

第 4 条 (責任開始の時)

- (1) 会社は、基本契約の申込みを承諾したときには、基本契約の申込みを受けた時から基本契約上の責任を負います。
- (2) 本条 (1) の会社の責任開始の時を含む月の翌月の1日を契約日とします。

(3)本条(1)の会社の責任開始の時から本条(2)の契約日の前日までの間に、次のいずれかに該当した場合には、本条(2)にかかわらず、本条(1)の会社の責任開始の時を含む日を契約日とし、加入年齢の計算および保険料払込期間等の期間の計算については、その日を基準として再計算します。この場合において、保険料に超過分があるときは超過分に相当する金額を払い戻し、不足分があるときは不足分に相当する金額を徴収します。

- ①第13条（重大事由による契約の解除）または第14条（加入限度額超過による契約の解除）の基本契約の解除
- ②第23条（返戻金の支払）(1)④の返戻金の支払事由の発生

(4)会社は、基本契約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、保険証券を保険契約者に交付します。

第5条（保険証券）

保険証券には、次の事項を記載します。

- ①会社名
- ②保険契約者の氏名
- ③被保険者の氏名
- ④年金受取人の氏名
- ⑤支払事由
- ⑥年金額
- ⑦年金支払期間
- ⑧保証期間
- ⑨年金支払開始年齢
- ⑩年金支払事由発生日
- ⑪保険料およびその払込方法
- ⑫契約日
- ⑬保険証券を作成した年月日

第3章 保険料の払込み

第6条（第1回保険料の払込時期および猶予期間）

(1)第1回保険料の払込時期および猶予期間は次のとおりとします。

払込時期	第4条（責任開始の時）の責任開始の時を含む日からその日を含む月の翌月末日までの期間
猶予期間	第1回保険料の払込時期経過後3か月目の月における月ごとの契約応当日 ^[1] の前日までの期間

(2)第1回保険料は、第9条（保険料の払込方法（経路））の保険料の払込方法（経路）にしたがい、本条(1)の払込時期内に払い込んでください。

備考（第6条）

[1]「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

第7条（第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間）

(1)第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間は次のとおりとします。

払込時期	月ごとの契約応当日 ^[1] を含む月の1日から末日までの期間 ^[2]
猶予期間	第2回以降の保険料の払込時期経過後3か月目の月における月ごとの契約応当日 ^[1] の前日までの期間

(2)第2回以降の保険料は、保険料払込期間中、第9条（保険料の払込方法（経路））の保険料の払込方法（経路）にしたがい、本条(1)の払込時期内に払い込んでください。

備考（第7条）

[1]「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

[2]前[1]により月ごとの契約応当日がその月の翌月の1日となる場合の払込時期は、その前月の1日から末日までの期間とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、月ごとの契約応当日は3月1日となりますが、払込時期は2月1日から同月末日までの期間となります。

第8条（猶予期間内に保険料が払い込まれない場合の取扱い）

(1)保険契約者が第1回保険料を払い込まないで第6条（第1回保険料の払込時期および猶予期間）(1)の猶予期間を経過し

たときは、会社は、将来に向かって基本契約を解除します。

(2)保険契約者が第2回以降の保険料を払い込まないで第7条（第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間）(1)の猶予期間を経過したときは、基本契約は、その効力を失います。

第9条（保険料の払込方法（経路））

(1)保険契約者は、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

①窓口払込み	会社 ^[1] に持参して払い込む方法
②口座払込み	会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法

(2)保険契約者は、本条(1)の保険料の払込方法（経路）を相互に変更することができます。

(3)本条(1)②の保険料の払込方法（経路）が選択されている場合において、選択された保険料の払込方法（経路）が会社の取扱範囲に該当しなくなったときは、保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。

備考（第9条）

[1]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第10条（会社による保険料の払込方法（経路）の変更）

会社は、保険契約者が第9条（保険料の払込方法（経路））(3)による変更をしない場合には、保険料の払込方法（経路）を窓口払込みに変更することができます。

第11条（前納払込み）

(1)保険契約者は、会社の取扱範囲内で、保険料の全部または一部を前納することができます。^[1]この場合には、会社の定める利率で保険料を割り引きます。

(2)本条(1)により前納された保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日^[2]に保険料の払込みに充当します。

(3)保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。

(4)本条(1)により保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、会社がやむを得ない事由があると認めるときは、保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合、その取消しをした期間について、会社の定める方法により計算した保険料を保険契約者に払い戻します。

(5)保険契約者が本条(4)の請求をしようとするときは、必要書類（別表）を会社^[3]に提出してください。

備考（第11条）

[1] 保険契約者は、会社が認めた場合に限り、金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより前納することができます。

[2] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

[3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第12条（未経過期間に対する保険料の払戻し）

保険料を払い込んだ後、次のいずれかの事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日^[1]以降の期間に対する保険料の全部または一部について払い込む必要がなくなったときは、その期間について、会社の定める方法により計算した保険料を保険契約者に払い戻します。

- ①基本契約の消滅
- ②保険料額の減額変更

備考（第12条）

[1] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

第4章 契約の解除

第13条（重大事由による契約の解除）

(1)会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。

- ①この基本契約の年金の請求に関し、年金受取人に詐欺行為^[1]があった場合
- ②保険契約者、被保険者または年金受取人が、次のいずれかに該当する場合

- ア. 反社会的勢力^[2]に該当すると認められること
- イ. 反社会的勢力^[2]に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ウ. 反社会的勢力^[2]を不当に利用していると認められること
- エ. その他反社会的勢力^[2]と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

③この基本契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または年金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない①②の事由と同等の重大な事由がある場合

(2)会社は、本条(1)の事由がある場合には、年金の支払事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、本条(1)の事由の発生時以後に生じた年金の支払事由について、会社は、その年金を支払いません。また、すでにその年金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。

(3)本条(1)による基本契約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。

(4)本条(3)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による基本契約の解除は、被保険者、年金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

備考（第13条）

[1]「詐欺行為」には、未遂を含みます。

[2]「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

第14条（加入限度額超過による契約の解除）

(1)会社は、基本契約の基本年金額^[1]が加入限度額^[2]を超える場合^[3]には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。

(2)本条(1)による基本契約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。

(3)本条(2)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による基本契約の解除は、被保険者、年金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

備考（第14条）

[1]「基本年金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された年金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。

[2]「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの年金の年額をいいます。

[3]「加入限度額を超える場合」とは、この基本契約だけでなく、旧簡易生命保険契約と会社が引き受けた他の保険契約の年金の年額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合をいいます。

第5章 契約の取消しおよび無効

第15条（詐欺による取消し）

保険契約者、被保険者または年金受取人の詐欺により基本契約の締結または復活が行われたときは、会社は、その基本契約または復活を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第16条（不法取得目的による無効）

保険契約者が年金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって、基本契約の締結または復活を行ったときは、その基本契約または復活は、無効とします。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第6章 保険契約者等の代表者

第17条（保険契約者等の代表者）

(1)基本契約について保険契約者^[1]または年金受取人^[1]が2人以上いるときは、各代表者1人を指定してください。この場合には、その代表者は、それぞれ他の保険契約者または年金受取人を代理するものとします。

(2)保険契約者または年金受取人が本条(1)の指定または代表者の変更をしようとするときは、必要書類（別表）を会社^[2]に提出してください。

- (3)本条(1)の代表者が指定されないとき、またはその所在が不明であるときは、その基本契約について保険契約者または年金受取人の1人に対して会社がした行為は、それぞれ他の保険契約者または年金受取人に対しても、その効力を有します。
- (4)基本契約について保険契約者が2人以上いるときは、その基本契約に関する未払保険料、貸付金その他会社に弁済すべき債務は、連帯債務とします。

備考(第17条)

- [1] 本条の保険契約者または年金受取人は、基本契約による権利義務が相続により承継された保険契約者または年金受取人をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第7章 住所等の変更

第18条(住所等の変更)

- (1)保険契約者、被保険者または年金受取人が住所または氏名を変更したときは、会社^[1]に届け出てください。
- (2)本条(1)の住所変更の届出がなく、保険契約者または年金受取人の所在を会社が確認できなかったときは、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者または年金受取人に到達したものとみなします。

備考(第18条)

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第8章 契約の変更

第19条(保険料額の減額変更)

- (1)保険契約者は、基本契約の契約日からその日を含めて2年を経過した後被保険者が年金支払開始年齢に達する日の前日までに限り、保険料額を減額するための変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、基本年金額^[1]を変更します。
- (2)保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の請求をすることはできません。
- ①変更後の基本年金額^[1]が基本契約の契約日における会社の定める最低年金額に満たないとき
 - ②減額後の保険料額が基本年金額^[1]1万円に対する保険料額の倍数でないとき
- (3)保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類(別表)を会社^[2]に提出してください。
- (4)本条(1)の請求があった場合、その基本契約に未払保険料があるときは、本条(1)による保険料額の変更の効力は、その未払保険料に対しても及ぶものとします。

備考(第19条)

- [1] 「基本年金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された年金の額(その額が変更されている場合は変更後の額)をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第9章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

第20条(加入年齢の計算)

- (1)基本契約の契約日における被保険者の年齢は、出生の月から契約日を含む月まで月をもって計算し、1年に満たない端数があるときは、その端数が7か月以上のときは1年に切り上げ、6か月以下のときは切り捨てる方法により計算します。
- (2)基本契約締結後における被保険者の年齢は、年ごとの契約応当日^[1]に、本条(1)の年齢に毎年1歳ずつを加えて計算します。

備考(第20条)

- [1] 「年ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。

第21条(年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い)

保険契約申込書に記載された被保険者の加入年齢または性別に誤りがあった場合において、基本契約の契約日における年齢がその基本契約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、その基本契約を無効とし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢または性別に基づいて基本契約を締結したのものとして、会社の定める計算方法により、加入限度額^[1]を上限として基本年金額^[2]を変更します。この場合において、すでに払い込まれた保険

料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

備考（第21条）

- [1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの年金の年額をいいます。
- [2] 「基本年金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された年金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。

第10章 解約

第22条（保険契約者による解約）

- (1) 保険契約者は、年金支払事由発生日^[1]の前日までに限り、将来に向かって、基本契約を解約することができます。
- (2) 保険契約者が本条(1)の解約をしようとするときは、必要書類（別表）を会社^[2]に提出してください。
- (3) 本条(1)の解約は、直後の月ごとの契約応当日^[3]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[3]に解約の通知があった場合はその時に効力を生じます。

備考（第22条）

- [1] 「年金支払事由発生日」とは、被保険者の年齢が、基本契約の締結の際に定めた年金支払開始年齢に達する日をいい、年金支払開始年齢は、第20条（加入年齢の計算）の加入年齢の計算の方法により算出します。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

第11章 返戻金の支払

第23条（返戻金の支払）

- (1) 次のいずれかの場合において、返戻金があるときは、保険契約者に支払います。
- ① 基本契約の解除
 - ② 第22条（保険契約者による解約）の解約の通知
 - ③ 基本契約の失効
 - ④ 年金支払事由発生日^[1]前の被保険者の死亡
- (2) 本条(1)の返戻金の額は、年金支払事由発生日^[1]前と以後に応じて、それぞれ次の額とします。
- ① 年金支払事由発生日^[1]前 会社の定める計算方法により、その基本契約の経過した年月数により算出した額に0.7を乗じて算出した額
 - ② 年金支払事由発生日^[1]以後 会社の定める計算方法により、第3条（年金の繰上支払）の年金の繰上支払をしたとした場合に支払う金額
- (3) 本条(2)①にかかわらず、本条(1)④の場合は、積立金^[2]に0.7を乗じた額とします。

備考（第23条）

- [1] 「年金支払事由発生日」とは、被保険者の年齢が、基本契約の締結の際に定めた年金支払開始年齢に達する日をいい、年金支払開始年齢は、第20条（加入年齢の計算）の加入年齢の計算の方法により算出します。
- [2] 「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。

第12章 契約の復活

第24条（契約の復活）

- (1) 第8条（猶予期間内に保険料が払い込まれない場合の取扱い）(2)の場合、保険契約者は、基本契約の失効後1年以内に限り、会社の承諾を得て、その基本契約を復活することができます。
- (2) 保険契約者は、次の場合には、本条(1)の復活をすることができません。
- ① 年金支払事由発生日^[1]以後であるとき
 - ② 返戻金の支払の請求があったとき
 - ③ 復活をした場合の基本年金額^[2]が加入限度額^[3]を超えるとき^[4]
- (3) 保険契約者が本条(1)の復活をしようとするときは、必要書類（別表）を会社^[5]に提出して申し込んでください。
- (4) 本条(3)の場合、保険契約者は、復活払込金^[6]を払い込んでください。

備考（第24条）

- [1] 「年金支払事由発生日」とは、被保険者の年齢が、基本契約の締結の際に定めた年金支払開始年齢に達する日をいい、年金支払開始年齢は、第20条（加入年齢の計算）の加入年齢の計算の方法により算出します。
- [2] 「基本年金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された年金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [3] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの年金の年額をいいます。
- [4] 「加入限度額を超えるとき」とは、この基本契約だけでなく、旧簡易生命保険契約と会社が引き受けた他の保険契約の年金の年額その他の金額との合計額が加入限度額を超えるときをいいます。
- [5] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [6] 「復活払込金」とは、保険料を払い込まなかった期間の保険料に相当する金額および会社の定める利率による利息に相当する金額をいいます。

第25条（復活の責任開始の時）

- (1) 復活の申込みを承諾したときは、会社は、復活払込金^[1]を受け取った時から基本契約上の責任を負います。
- (2) 本条(1)の会社の責任開始の時を含む日を復活日とします。
- (3) 会社は、復活の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、基本契約復活の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。

備考（第25条）

- [1] 「復活払込金」とは、保険料を払い込まなかった期間の保険料に相当する金額および会社の定める利率による利息に相当する金額をいいます。

第26条（復活の効果）

基本契約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。

第13章 契約者貸付**第27条（契約者貸付）**

- (1) 保険契約者は、解約返戻金額^[1]のうち会社の定める計算方法により算出された額の範囲内で、貸付けを受けることができます。ただし、次のいずれかの場合には、貸付けを受けることはできません。
- ① 第3条（年金の繰上支払）の年金の繰上支払を請求した後であるとき
- ② 貸付金が会社の定める金額に満たないとき
- (2) 保険契約者が本条(1)の貸付けを受けようとするときは、必要書類（別表）を会社^[2]に提出してください。
- (3) 貸付金の利息は、会社の定める利率で計算し、貸付けを受けた日^[3]の翌日から弁済の日まで発生します。
- (4) 保険契約者は、貸付期間^[4]内に、会社の定める方法により、利息とともに貸付金を弁済してください。ただし、貸付期間^[4]の満了前に、次のいずれかの事由が生じたときは、その貸付けは弁済期限が到来したものとします。
- ① 基本契約の消滅
- ② 第3条（年金の繰上支払）の年金の繰上支払の請求
- (5) 保険契約者が貸付期間^[4]経過後に貸付金を弁済するときは、その貸付期間^[4]の満了の日の翌日から貸付金を弁済する日までの期間^[5]について、会社の定める利率^[6]を適用します。
- (6) 保険契約者が貸付金を弁済しないで年金支払事由発生日^[7]の前日までに貸付期間満了後1年の期間^[8]を経過したときは、貸付金の弁済に代えて、会社の定める計算方法により、積立金^[9]に0.7を乗じた額から貸付金の元利息を差し引くことによって、基本年金額^[10]を減額します。
- (7) 本条(6)により基本年金額^[10]を減額した場合、会社は保険契約者にその旨を通知します。
- (8) 保険契約者が貸付金^[11]を弁済しないで更に貸付けを請求する場合^[12]においては、前貸付金は、新たな貸付けを請求したときに弁済があったものとして、新たな貸付金額から前貸付金額を差し引きます。^[13]この場合において、貸付金を支払った場合で貸付けの請求の日と支払を受けた日が異なる日であるときは、その支払を受けた金額に対するその貸付けの請求の日から支払を受けた日までの期間に対する利息は支払う必要がありません。

備考（第27条）

- [1] 「解約返戻金額」とは、年金支払事由発生日前と以後に応じて、第23条（返戻金の支払）(2)①②に定める返戻金の額をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3] 「貸付けを受けた日」は、保険料に振り替えることを目的とする貸付けの場合は、保険料に振り替えた日とします。
- [4] 「貸付期間」は、貸付けを受けた日（保険料に振り替えることを目的とする貸付けの場合は、最後に保険料に振り替えた日）の翌日からその日を含めて1年の期間とし、その期間の満了する日が会社の非営業日である場合は、翌営業日までの期間とします。

- [5] 年金支払事由発生日以後の期間を除きます。
- [6] 貸付期間内に貸付金を弁済しなかったことに対し、貸付期間内の利率に一定の利率を加えた利率を適用することがあります。
- [7] 「年金支払事由発生日」とは、被保険者の年齢が、基本契約の締結の際に定めた年金支払開始年齢に達する日をいい、年金支払開始年齢は、第20条（加入年齢の計算）の加入年齢の計算の方法により算出します。
- [8] 「貸付期間満了後1年の期間」とは、貸付期間の満了の日の翌日からその日を含めて1年の期間とし、その期間の満了する日が会社の非営業日である場合は、翌営業日までの期間とします。
- [9] 「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。
- [10] 「基本年金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された年金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [11] 「貸付金」は、保険料に振り替えることを目的とする貸付けにかかる貸付金の場合は、弁済期限が到来したものに限り、かつ、
- [12] 保険料に振り替えることを目的とする貸付けを請求する場合を除きます。
- [13] 保険契約者が新たな貸付金の一部をもって前貸付金に対する利息の弁済に充てるときは、利息を提出する必要はありません。

第14章 契約者配当

第28条（契約者配当金の割当て）

- (1) 会社は、会社の定める計算方法により積み立てた契約者配当準備金の中から、毎事業年度末に、会社の定める計算方法により、その事業年度末に効力を有する基本契約に対して契約者配当金を割り当てる場合があります。
- (2) 本条(1)のほか、基本契約の契約日からその日を含めて会社所定の年数を経過し、かつ、会社所定の要件を満たしたときは、会社は、会社の定める計算方法により、契約者配当準備金の中から、契約者配当金を割り当てる場合があります。

第29条（契約者配当金の支払）

- (1) 第28条（契約者配当金の割当て）(1)により割り当てた契約者配当金は、年ごとの契約応当日等^[1]に効力を有する基本契約^[2]に限り、その年ごとの契約応当日等^[1]から、これを積み立てておきます。この場合、会社の定める利率による利息を併せて積み立てておきます。
- (2) 第28条（契約者配当金の割当て）(1)により割り当てた契約者配当金のうち、本条(1)に該当しなかった契約者配当金^[3]は、契約者配当準備金に繰り入れます。
- (3) 次のいずれかの事由が生じたときは、保険契約者に、契約者配当金^[4]を支払います。
 - ① 被保険者の死亡
 - ② 基本契約の解除
 - ③ 第22条（保険契約者による解約）の解約の通知
 - ④ 基本契約の失効
 - ⑤ 年金支払期間^[5]の満了
- (4) 第28条（契約者配当金の割当て）(2)により割り当てた契約者配当金は、会社の定める方法により計算して支払います。

備考（第29条）

- [1] 「年ごとの契約応当日等」とは、次の日をいいます。
 - (1) その翌事業年度中の年金支払事由発生日の前日までに到来する年ごとの契約応当日
 - (2) 年金支払事由発生日
 - (3) 年金支払期間内に到来する年ごとの年金支払事由発生日
- [2] 年ごとの契約応当日等に基本契約の解除または第22条（保険契約者による解約）の解約の通知があった基本契約を除きます。
- [3] その事業年度末または翌事業年度中に年金支払期間の満了する基本契約に対して割り当てたもののうち、本条(3)⑤に該当したことにより支払うものを除きます。
- [4] 本条(3)の「契約者配当金」には、本条(3)の事由が生じたときまでの間の会社の定める利率による利息を含みます。
- [5] 「年金支払期間」とは、年金支払事由発生日からその日を含めて計算した一定の期間をいいます。

第15章 譲渡禁止

第30条（譲渡禁止）

保険契約者または年金受取人は、年金、返戻金または契約者配当金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

第 16 章 年金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い

第 31 条（年金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い）

年金等^[1]を支払う場合において、その基本契約に関し未払保険料等^[2]があるときは、その支払金額から差し引きます。

備考（第 31 条）

[1] 「年金等」とは、次のものをいいます。

- (1) 年金
- (2) 返戻金
- (3) 契約者配当金
- (4) 払い戻す保険料

[2] 「未払保険料等」とは、次のものをいいます。

- (1) 未払保険料
- (2) すでに弁済期限が到来している貸付金
- (3) その他会社が弁済を受けるべき金額

第 17 章 年金等の請求および支払時期等

第 32 条（年金等の請求および支払時期等）

- (1) 保険契約者または年金受取人が被保険者の死亡の事実を知ったときは、遅滞なくその旨を会社^[1]に通知してください。
- (2) 保険契約者または年金受取人は、会社の定めるところにより、必要書類（別表）を会社^[1]に提出して年金等^[2]を請求してください。
- (3) 本条 (2) にかかわらず、支払うべき年金を振り込むための金融機関等の口座がある場合で、会社所定の要件を満たしたときは、会社は、年金支払事由発生日^[3]または年ごとの年金支払事由発生日^[4]に年金受取人から支払うべき年金の請求があったものとして取り扱います。ただし、本条 (1) の通知が会社所定の期間内になされた場合は、この取扱いは行いません。
- (4) 年金等^[2]は、本条 (2) の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めて 5 営業日以内に、会社^[1]で支払います。
- (5) 本条 (3) 本文の場合、本条 (4) 中「年金等^[2]は、本条 (2) の必要書類が会社^[1]に到着した日」とあるのは、「第 1 年金支払年度^[5]に支払うべき年金にあっては年金支払事由発生日^[3]、第 1 年金支払年度^[5]後の各年金支払年度^[6]に支払うべき年金にあっては年ごとの年金支払事由発生日^[4]」と読み替えます。
- (6) 会社が年金受取人に年金を支払った場合で、被保険者の死亡の事実が生じていたときは、会社は、被保険者の死亡した日後に到来する年金支払事由発生日^[3]または年ごとの年金支払事由発生日^[4]に対応する年金を受け取った者に、民法その他の法令に則り、その返還を請求することができます。この場合、年金が一括支払されることとなるときは、会社は、年金受取人に保証期間^[7]満了まで被保険者が生存していたとした場合に支払うべき年金の総額のうち、未払分の現価を一括して支払います。
- (7) 年金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から年金請求時までには会社^[1]に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認^[8]を行います。^[9]この場合には、本条 (4) にかかわらず、年金等^[2]を支払うべき期限は、本条 (2) の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めて 45 日を経過する日とし、会社は、年金等^[2]を請求した者にその旨を通知します。

年金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	第 13 条（重大事由による契約の解除）(1) ②ア. からエ. までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは年金受取人の基本契約締結の目的もしくは年金請求の意図に関する基本契約の締結時から年金請求時までにおける事実

- (8) 本条 (7) の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条 (4)(7) にかかわらず、年金等^[2]を支払うべき期限は、本条 (2) の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の①②③に定める日数（①②③のうち複数に該当する場合であっても、180 日とします。）を経過する日とし、会社は、年金等^[2]を請求した者にその旨を通知します。

① 本条 (7) に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180 日

② 本条 (7) に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180 日

③本条(7)に定める事項についての日本国外における調査 180日

- (9)本条(7)(8)の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき^[10]は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金等^[2]の支払は行いません。
- (10)会社が支払うべき金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

備考(第32条)

- [1]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2]「年金等」とは、年金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。
- [3]「年金支払事由発生日」とは、被保険者の年齢が、基本契約の締結の際に定めた年金支払開始年齢に達する日をいい、年金支払開始年齢は、第20条(加入年齢の計算)の加入年齢の計算の方法により算出します。
- [4]「年ごとの年金支払事由発生日」とは、年金支払事由発生日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、年金支払事由発生日を含む月の1年ごとの応当月の末日とします。
- [5]「第1年金支払年度」とは、年金支払事由発生日を含む年金支払年度をいいます。
- [6]「各年金支払年度」とは、年金支払事由発生日から翌年の年金支払事由発生日の前日までの1年をいいます。たとえば、第2年金支払年度は、年金支払事由発生日からその日を含めて1年を経過した日から始まる1年を、第3年金支払年度は、年金支払事由発生日からその日を含めて2年を経過した日から始まる1年をいい、以下第4年金支払年度以後も同様となります。
- [7]「保証期間」とは、この基本契約の種類に応じて定められる保険証券に記載された一定の期間をいいます。
- [8]「確認」には、会社の指定した医師による診断を含みます。
- [9]本条(3)本文の場合を除きます。
- [10]会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第33条(消滅時効の援用)

年金等^[1]の支払を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。

備考(第33条)

- [1]「年金等」とは、年金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。

第18章 特則

第34条(復活払込金をクレジットカード等により払い込む場合の特則)

(1)復活払入金^[1]を次の方法により払い込む場合、次の時を第25条(復活の責任開始の時)の復活払入金^[1]を受け取った時とします。

クレジットカード ^[2] により払い込む方法	会社所定の利用票を作成した時
デビットカード ^[3] により金融機関等の口座からの引落し等によって払い込む方法	会社所定の利用票を作成した時。この場合には、デビットカード ^[3] を会社所定の端末機(以下「端末機」といいます。)に読み取らせ、端末機にデビットカード ^[3] の暗証番号を入力した際に、口座引落確認を表す電文が端末機に表示されることを必要とします。

(2)本条(1)にかかわらず、クレジットカード^[2]により復活払入金^[1]を払い込む場合において、次のすべてを満たすときは、復活払入金^[1]の払込みはなかったものとします。

- ①会社がクレジットカード発行会社から復活払入金^[1]に相当する金額を受け取ることができないこと
- ②クレジットカード発行会社がクレジットカード^[2]の名義人^[4]から復活払入金^[1]に相当する金額を受け取ることができないこと

(3)会社は、本条(1)により払い込まれた復活払入金^[1]については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

備考(第34条)

- [1]「復活払入金」とは、保険料を払い込まなかった期間の保険料に相当する金額および会社の定める利率による利息に相当する金額をいいます。
- [2]会社の指定したクレジットカードとします。
- [3]会社の指定したキャッシュカード等とします。
- [4]「名義人」には、クレジットカード発行会社の会員規約等により、そのクレジットカードの使用が認められている者を含みます。

第35条(電磁的方法による保険契約の申込み等に関する特則)

(1)会社は、保険契約者が、会社所定の書面に代えて会社所定の電磁的方法^[1]により、基本契約の申込みをすることを認め

ることがあります。

(2)本条(1)の規定は、基本契約の締結の際に特約を付加する場合において、保険契約者または被保険者が、その特約の申込みまたは告知をする場合について準用します。

備考（第35条）

[1]「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法をいいます。

別表 必要書類

(1)年金の支払の請求その他この基本契約に基づく請求等に必要書類は、次のとおりとします。

①年金の支払

項目	提出する者	必要書類
年金の支払（第1条関係）	年金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 年金受取人の戸籍抄本 4 年金受取人の印鑑証明書または健康保険証 5 保険証券
被保険者の死亡による年金の一括支払（第2条関係）	年金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 年金受取人の戸籍抄本 4 年金受取人の印鑑証明書または健康保険証 5 保険証券
年金受取人の年金の繰上支払（第3条関係）	年金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 年金受取人の戸籍抄本 4 年金受取人の印鑑証明書または健康保険証 5 保険証券

②返戻金の支払

項目	提出する者	必要書類
基本契約の解除もしくは解約または失効による返戻金の支払（第23条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
被保険者の死亡による返戻金の支払（第23条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 4 保険証券

③その他

項目	提出する者	必要書類
前納払込みの取消し（第11条関係）	保険契約者	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
未経過期間に対する保険料の払戻し（第12条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者等の代表者の指定または変更（第17条関係）	保険契約者または年金受取人	1 会社所定の通知書 2 保険契約者または年金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険料額の減額変更（第19条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者による解約（第22条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券

契約の復活（第 24 条関係）	保険契約者	1 会社所定の申込書 2 保険証券
契約者貸付（第 27 条関係）	保険契約者	1 会社所定の申込書または請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
契約者配当金の支払（第 29 条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券

(2)会社は、(1)の書類が基本契約の締結時にすでに提出されている場合その他会社が定める場合には、(1)にかかわらず、(1)の書類の一部の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、(1)の書類以外の書類の提出を求めることがあります。